

# 高齢者や障がい者の皆さんが 尊厳を持って暮らせる地域に！！



## 地域の皆さんの“気づき”が 高齢者・障がい者の虐待防止に つながります！

終わりの見えない介護や世話を追い詰められて、高齢者や障がい者を傷つけてしまっている場合があります。そうした傷つける行為（＝虐待）を防ぐために、皆さまのご協力をお願いします。

地域の「見守り」と「気づき」が  
虐待防止の第一歩！！



# このような行為は虐待です

## 身体的虐待

とても熱いものを  
食べさせられる、  
飲まされる

たたかれる、  
殴られる、  
蹴られる

部屋から  
出してもらえない



## 心理的虐待

どなられる、  
悪口やひどいこと  
を言われる

無視をされる



## 性的虐待

本人が嫌がる  
性的行為をする

罰として下半身  
を出したままにする



## 経済的虐待

自分のお金をとられる、  
渡してもらえない

本人の年金など収入は  
あるのに、サービスの利用  
料や生活費の支払いが  
できていない



## 虐待が起こる背景

### 社会的環境などの要因

- ・社会からの孤立
- ・希薄な近隣関係
- ・家族や親族の支援がない
- ・単身介護、老老介護

### 人間関係

- ・依存・利害関係  
(経済的・精神的)
- ・折り合いの悪さなど

虐待が起こる背景としては、上記のような要因があります。  
「介護の悩みや負担」をひとりで抱え込まない  
ことが大切です。

## ネグレクト(放棄・放置)

ごはんを食べさせて  
もらえない

お風呂に入らせて  
もらえない

病院に連れて  
行ってもらえない、  
必要なサービス  
を利用させない



## 早期発見・相談で虐待を防ぎましょう！

早期に発見し、第三者が介入することで、深刻化を防ぐことができます。虐待に気づいたときは、一人で考えたり、悩んだりせず、ぜひ相談してください。

### 高齢者の場合の相談・問い合わせ先

高齢福祉課 介護福祉担当	☎34-3214	左記またはお住いの地区を担当する地域包括支援センター		
高齢福祉課 介護予防担当	☎34-3237	北部 ☎87-0231	中央南 ☎55-3320	南西部 ☎50-7858
西部福祉課	☎92-3002	東部 ☎36-3703	中央西 ☎38-3310	河西部 ☎48-6361
介護110番	☎39-1165	中央 ☎31-0022	南東部 ☎85-7351	河西部西 ☎47-0294
		中央北 ☎34-8511	南部 ☎27-5138	西部 ☎87-1572

### 障がい者の場合の相談・問い合わせ先

障がい福祉課	☎34-3212	左記または松本圏域障がい者総合相談支援センターWish
西部福祉課	☎92-3002	もしくは担当の計画相談支援事業所

※夜間・休日 ☎ 34-3000 (市役所代表)